

国 水 下 第 2 3 号
令 和 8 年 7 月 1 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長
(公 印 省 略)

下水道事業の再評価実施要領細目の改定について

「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」（令和7年9月18日付国官総第105号、国官技第174号）のとおり、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」が改定されたところである。これを踏まえ、下水道事業に係る当該要領の細目について改定を行ったので通知する。

貴職においては、当該要領細目に基づく事業再評価を行うよう要請する。

また、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、貴職からこの旨周知されたい。